

様式第13号

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市が行う経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定審査（以下「審査選定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定審査とは、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定することをいう。

(経営管理実施権の設定対象森林)

第3条 佐久市が策定予定の経営管理権集積計画の対象となっている下記森林。
佐久市布施5506番地外 2010林班 樹種：カラマツほか 面積：18.2ha

(提案資格者)

第4条 長野県が、森林経営管理法36条第2項の規定に基づき公表した民間事業者が提案できるものとする。

(提案の通知)

第5条 提案の選定審査を実施する場合の通知は、次の事項を明示するものとする。

- (1) 提案（企画提案書）の日時・場所に関する事項
- (2) 審査の日時に関する事項
- (3) 選定・結果通知に関する事項
- (4) 経営管理実施権配分計画に関する事項

上記事項について佐久市ホームページへ掲載することとする

(提出書類)

第6条 提案者は、次に掲げる書類を取りまとめのうえ、正1部・副本6部（副本はコピー可）を、事前連絡のうえ持参提出することとする。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとする。

- (1) 提案書（様式17号）
- (2) 企画提案書（様式17-1号）
- (3) 添付書類
 - 1) 企画提案書の見積書に関する資料
 - 2) 森林経営管理法36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

(提案書の作成)

第7条 企画提案は、整理番号のすべて及び一部について提案者の選択により提案書を提出できるが、同一提案者から最低でも7箇所について提案を求めることとする。

2 第6条に定める提出書類は、以下の事項について記載するものとする。

(1) 森林所有者に支払う金額

企画提案書(様式17-1)の見積書を使用し、経営管理実施権配分計画の存続期間中に木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払う金額等を算定する。

(2) 技術的な提案

1) 総合(森林施業以外)

木材販売収益の安定や向上に対する方策やその他取り組みがあれば記述すること。

2) 森林施業

対象森林の経営管理の方針や目標林型を記述した上で、森林保全の観点を踏まえつつ具体的な施業方法を記述すること。

(3) 森林経営計画の策定予定の有無

有無を記述すること。

(4) 森林経営計画の策定の実績

過去に認定された森林経営計画の数と、代表的な団地や面積を記述すること。

(5) 経営管理の着実な実施に向けた会社体制

対象森林の経営管理を実施するにあたり、どのような会社体制を組織するのか、編成や雇用者数、施業班数や保有機械を示しながら記述すること。

(6) 地域への貢献度

事務所の所在地や地元在住者の人数を記述すること。なお、人数は全従業員数の内、地元在住者をどのくらい雇用しているか分かるように記述すること。

(例：全従業員数〇〇名(内、佐久市在住者〇名、佐久市外県内在住者〇名))

(審査方法及び基準)

第8条 民間事業者が提出した企画提案書の審査は、「経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要領」により組織された「経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会」(以下、「委員会」という。)が、「経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準(様式15号)」(以下、「審査基準」という。)に基づき、選考する。

(優秀提案者の決定)

第9条 提案者が提出した書類について審査基準に基づき審査を実施し、提案内容を総合的に評価して採点し、下記のとおり選定する。なお、いずれの場合においても、整理番号ごとの評価点の平均点が、60点に達しない場合は失格とする。

(1) 提案者が複数の場合

最も優れた提案を行ったものを委員会が最優秀提案者として1社、次点者として1社選定する。企画提案は、整理番号のすべて及び一部について提案者の選択により提案書を提出できるが、整理番号ごとに決定した最高点者は、その時点では優秀提案候補者となり、その後整理番号ごとの優秀提案候補者を集計し、その結果最多数を獲得した最優秀候補者を最優秀者として決定する。

獲得箇所数が同点となった場合は、整理番号ごとの評価点を合計し、点数が高い方を最優秀者として決定する。

獲得箇所数と評価点がいずれも同点の場合、くじ引きで最優秀者を決定する。

(2) 提案者が一者の場合

採点の結果、整理番号ごとの評価点の平均点が60点以上であれば、当該提案者を最優秀者として決定する。

(優秀提案者の通知)

第10条 審査後、結果について各提案者に文章で通知する。なお、審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

(失格条件)

第11条 提案者が次に掲げる条項に該当する場合は失格とする。また、最優秀者が決定後に失格となった場合は、次点者を最優秀者とする。

- (1) 第4条（提案資格者）の要件を満たさなくなった場合
- (2) 委員会で林業経営にそぐわない提案と判断したとき。
- (3) 提案書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - 1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - 2) 策定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - 3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - 4) 虚偽の内容が記載されている場合
 - 5) 見積書の記載事項が確認できない場合
- (4) 内容の問い合わせ等に応じなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。また、この要領に定める手続き以外の手法により、委員会委員または関係職員に対する援助を直接または間接に求めた場合
- (6) 提案者が経営管理実施権の設定を受けることが困難と認められる状態に至った場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為があり委員会が失格と認めた場合
- (8) 提案に際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為をした場合
- (9) 経営管理実施権配分計画を策定することに同意が得られない場合